

開発広場の維持管理について

◎ 開発広場の説明

宅地開発(分譲住宅用など)によって造成された開発区域において、開発広場(公園)は住民の憩いの場や災害時の一時避難場所という重要な役割を担っています。

都市計画法の基準により、原則、開発区域の面積に応じて、開発広場(公園等)を設置することが規定されています。

◎ 開発広場の維持管理

開発の許可に際して、開発事業者と公共施設の管理者とで協議を行います。(32条協議※1)

この協議に基づき、整備された開発広場の維持管理は開発事業者が行っており、さらに宅地を分譲する際には、開発事業者が宅地購入者に対して維持管理の引継ぎについて説明し、適切に維持管理を実施することとなっています。

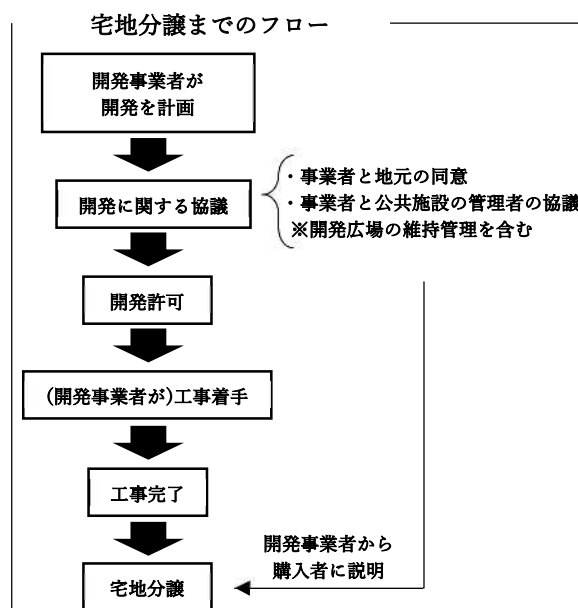
このため、開発広場自体は公共性の高いエリアとして市に帰属されますが、除草や清掃などの日常的な管理は、開発区域にお住いの皆様で実施していただくこととなります。

◎ 維持管理の内容と市のサポート体制(HPに記載)

	市	開発区域住民	備考
清掃・除草		○	集積まで実施すること ※草は泥・土を落とすこと
刈草の回収(※)	○		刈草、枝、落ち葉など(要市へ連絡)
中・低木の剪定		○	脚立等を使用しなくても可能なもの
高木の剪定	○		脚立等を使用しなければできないもの
害虫駆除	○		害虫が確認できる場合
公園内施設の補修・撤去	○		真砂土の搬入等を含みますが、均しは皆さんをお願いします

○:実施

※刈草の回収依頼は、草刈を実施した後に、市へ連絡をお願いします。
ゴミ袋に入れる必要はありませんが、一か所に集積をお願いします。



開発区域住民の皆様で開発広場の維持管理について話し合ってください、広場の機能が失われることのないよう、定期的な除草・清掃等の実施について、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※1 都市計画法第三十二条第一項 開発許可を申請しようとするものは、あらかじめ、開発行為に係る公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。